

見積参加希望者 各位

(盛岡市内に本社を有する「運送・運搬・処理―産業廃棄物(運送・運搬)」の有資格者で、仕様書に定める産業廃棄物の収集運搬業の許可を得ている者)

盛岡市長 内 舘 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 令和 8 年度盛岡市立社会教育施設産業廃棄物収集運搬業務委託(その 2)
- (2) 業務内容等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 盛岡市中央公民館ほか 6 施設
- (4) 履行期間 契約締結の日の翌日 から 令和 8 年 12 月 25 日まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市教育委員会事務局生涯学習課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和 8 年 10 月 16 日(金) 10 時 00 分から 14 時 00 分まで
- (2) 盛岡市役所 都南分庁舎 3 階 生涯学習課
執行即時開封

4 見積書の提出方法

- (1) 見積書は、3(1)の日時に 3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 業務委託契約書による。

6 その他

(1) 見積回数

1 回とする。(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第 9 に該当する見積は無効とする。

(4) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和 8 年 10 月 13 日（火）までに電子メール又は文書（ファックス可）により教育委員会事務局生涯学習課あて提出すること。回答は、仕様書等閲覧場所及び盛岡市公式ホームページ『事業者の皆さんへ＞市の発注契約＞発注情報』で令和 8 年 10 月 15 日（木）までに回答する。

盛岡市教育委員会事務局生涯学習課（〒020-8532 盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2）

Tel 019-639-9046 Fax 019-639-1516

電子メールアドレス edu.sgs@city.morioka.iwate.jp